

2.3 総合治水対策プログラムの導入と妥当性

- (1) 都市化に伴う問題点の整理
- (2) 総合的な治水対策に係る取り組みの開始
- (3) 総合治水対策特定河川事業の導入により17河川流域が特定される(特定河川一覧)
- (4) 総合治水対策特定河川の採択条件に合致していたが特定されなかった河川の被害発生状況

2.3 (1) 都市化に伴う問題点の整理

地表がコンクリートやアスファルトで覆われると、雨水が地中に浸透できなくなり、流域に降った雨は速やかに河道に流出する。

森林や水田がなくなることにより、下流への流出が増大する。

その結果、雨のピークから流出のピークまでの時間が短くなるとともに、ピーク流量も増大する。

河川沿いの低地（水害の危険性の高い）でも宅地開発が進行し、被害の潜在的危険性が増大する。

河道の拡幅が従来より困難になっている。

2.3 (2) 総合的な治水対策に係る取り組みの開始

総合的な治水対策の推進方策はいかにあるべきか
(S52、河川審議会中間答申)

- 総合治水対策を強力に推進すること
- 総合治水対策の施策として、次の事項を強力に推進するとともに、必要な制度を確立すること
 - 保水、遊水機能の確保 洪水氾濫予想区域等の設定、公示 緊急整備目標の設定
 - 水害に安全な土地利用方式、建築方式の設定 住民への情報伝達 等

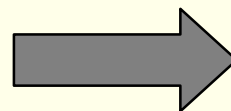
関係部局、関係各省及び地方公共団体との協議体制を整備

総合治水対策の推進について (S55 建設事務次官通達)

1. 総合治水対策特定河川に係わる河川改修事業を積極的に推進する。
2. 1.の河川改修事業並びに河川流域における適正な保水・遊水・機能の維持、確保等についての方針及び対策等を内容とする流域整備計画を策定し、これに基づき諸対策を講じる。
3. 適正な土地利用の誘導と緊急時の水防、避難等の便に資するため、洪水による浸水実績を公表する。
4. 流域住民に治水上の問題について、理解と協力を求める働きかけを行う。

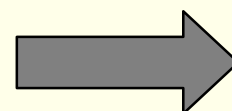
総合治水対策以前のS40年代より個別には種々の流域対策が実施されていた

開発指導要綱が各地で制定され始める (S40年代前半)



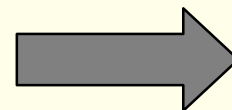
開発に伴う流出増の抑制

防災調節池事業 (S48)
治水緑地事業 (S48)



雨水貯留浸透施設の整備

都市計画法による区域区分と治水事業との調整措置方針 (S45)



土地利用の誘導

2.3 (3) 総合治水対策特定河川事業の導入により17河川流域が特定される(特定河川一覧)

総合治水対策特定河川一覧表

平成15年3月現在

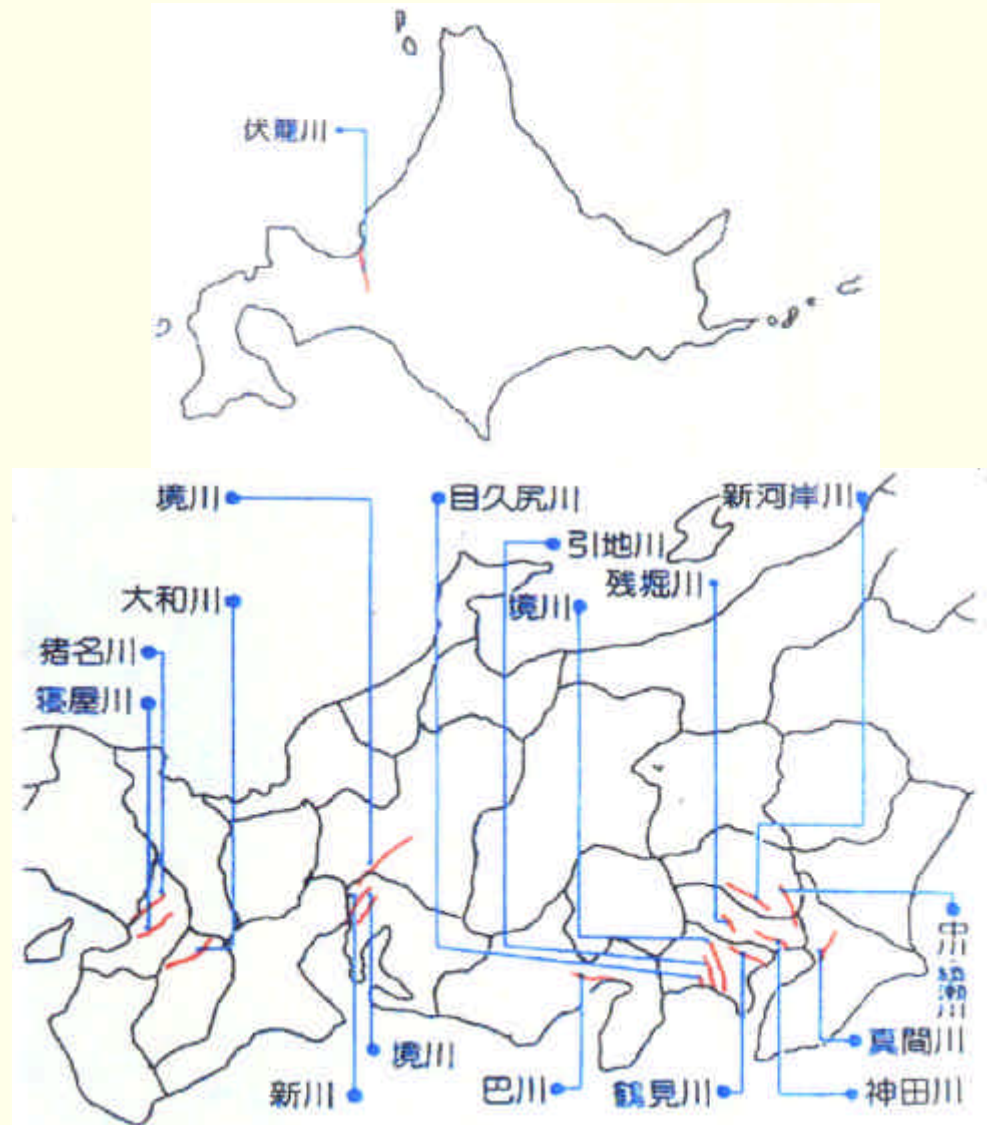
事業採択年次	河川名	水系名	都道府県	流域面積	流域総合治水対策協議会発足日	流域整備計画策定年月日
昭和54年度	鶴見川	鶴見川 (1級)	東京・神奈川	235km ²	55年9月3日	平成元年5月15日 ^{*1}
	新河岸川	荒川 (1級)	埼玉・東京	411km ²	55年8月12日	57年8月3日
	猪名川	淀川 (1級)	大阪・兵庫	383km ²	55年9月27日	57年3月29日
	引地川	引地川 (2級)	神奈川	67km ²	55年11月7日	56年5月13日
	境川	境川 (2級)	神奈川・東京	211km ²	55年11月7日	56年5月13日
	巴川	巴川 (2級)	静岡	105km ²	55年9月10日	平成7年3月22日 ^{*1}
	真間川	利根川 (1級)	千葉	66km ²	55年12月1日	58年3月29日
	新川	庄内川 (1級)	愛知	259km ²	55年9月3日	57年2月15日
昭和55年度	伏籠川	石狩川 (1級)	北海道	161km ²	55年7月1日	平成7年3月22日 ^{*1}
昭和55年度	中川・綾瀬川	利根川 (1級)	埼玉・東京・茨城	987km ²	55年8月12日	平成12年7月12日 ^{*1}
昭和56年度	残堀川	多摩川 (1級)	東京	35km ²	56年10月21日	57年8月25日
	目久尻川	相模川 (1級)	神奈川	34km ²	56年9月4日	57年7月16日
昭和57年度	大和川北部河川	大和川 (1級)	奈良	712km ²	58年2月17日	60年7月12日
	境川	境川 (2級)	愛知	264km ²	57年7月15日	58年8月23日
昭和63年度	神田川	荒川 (1級)	東京	105km ²	61年12月22日	平成元年4月22日
	境川	木曾川 (1級)	岐阜	54km ²	平成元年3月3日	平成5年3月30日
	寝屋川	淀川 (1級)	大阪	268km ²	60年11月20日	平成2年5月17日

直轄区間を含む。

*1 新流域整備計画

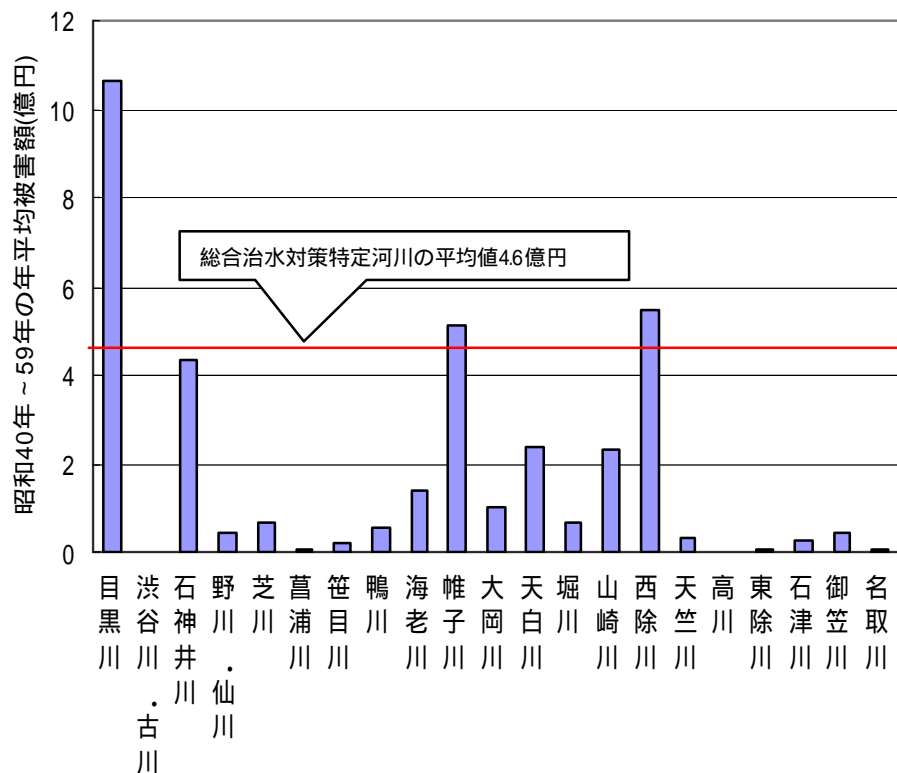
総合治水対策特定河川

伏籠川(北海道)
真間川(千葉)
中川・綾瀬川(埼玉、東京、茨城)
新河岸川(埼玉、東京)
鶴見川(東京、神奈川)
境川(神奈川、東京)
残堀川(東京)
神田川(東京)
引地川(神奈川)
目久尻川(神奈川)
巴川(静岡)
境川(岐阜)
新川(愛知)
境川(愛知)
猪名川(大阪、兵庫)
寝屋川(大阪)
大和川北部河川(奈良)



2.3 (4) 総合治水対策特定河川の採択条件に合致していたが特定されなかった河川の被害発生状況

総合治水対策特定河川の採択条件に合致していたが特定されなかった河川のうち、昭和40～50年代に特定河川に並ぶ被害が発生した河川があるが、河川ごとに各種の事業で対応している。



河川	対応
目黒川 石神井川 (東京都)	東京都では総合治水対策を独自で行っている。
帷子川 (神奈川県)	広域基幹河川改修事業 (S34～) 低地対策河川事業 (S48～) により河川改修を行っている。 また、流域貯留浸透事業を実施しており、総合的な治水対策が進められている。
西除川 (大阪府)	昭和57年洪水による氾濫後、激特事業に着手した。